

議案第33号

世田谷区社会教育委員の会議規則の一部を改正する規則

上記の議案を提出する。

令和5年3月24日

(提出者)

世田谷区教育委員会
教育長 渡部 理枝

(提案説明)

令和5年4月1日付組織改正に伴い、世田谷区社会教育委員の会議規則の一部を改正するために本案を提出する。

世田谷区社会教育委員の会議規則の一部を改正する規則

世田谷区社会教育委員の会議規則（昭和39年4月世田谷区教育委員会規則第3号）
の一部を次のように改正する。

第6条中「生涯学習・地域学校連携課」を「生涯学習課」に改める。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

世田谷区社会教育委員の会議規則の一部を改正する規則新旧対照表

改正後	改正前
<p>○世田谷区社会教育委員の会議規則 昭和39年4月1日世教委規則第3号</p> <p>改正</p> <p>昭和52年11月18日世教委規則第11号 平成7年3月31日世教委規則第9号 平成10年3月31日世教委規則第5号 平成15年3月31日世教委規則第4号 平成19年3月23日世教委規則第3号 平成29年3月17日世教委規則第9号 <u>令和5年3月 日世教委規則第 号</u></p> <p>世田谷区社会教育委員の会議規則 (趣旨)</p> <p>第1条 世田谷区社会教育委員の会議（以下「委員会議」という。） については、この規則の定めるところによる。 (議長及び副議長)</p> <p>第2条 委員会議に、委員の互選による議長と副議長をおく。 2 議長及び副議長の任期は、1年とする。ただし、再選されること ができる。 3 議長は、委員会議を主宰し、議事を整理し、委員会の事務を統理 する。 4 副議長は、議長を助け、議長に事故があるとき、又は議長が欠け たときは、議長の職務を行う。 (招集)</p> <p>第3条 委員会議は、議長が招集する。 (定足数)</p> <p>第4条 委員会議は、委員の定数の半数以上の委員が出席しなければ、</p>	<p>○世田谷区社会教育委員の会議規則 昭和39年4月1日世教委規則第3号</p> <p>改正</p> <p>昭和52年11月18日世教委規則第11号 平成7年3月31日世教委規則第9号 平成10年3月31日世教委規則第5号 平成15年3月31日世教委規則第4号 平成19年3月23日世教委規則第3号 平成29年3月17日世教委規則第9号</p> <p>世田谷区社会教育委員の会議規則 (趣旨)</p> <p>第1条 世田谷区社会教育委員の会議（以下「委員会議」という。） については、この規則の定めるところによる。 (議長及び副議長)</p> <p>第2条 委員会議に、委員の互選による議長と副議長をおく。 2 議長及び副議長の任期は、1年とする。ただし、再選されること ができる。 3 議長は、委員会議を主宰し、議事を整理し、委員会の事務を統理 する。 4 副議長は、議長を助け、議長に事故があるとき、又は議長が欠け たときは、議長の職務を行う。 (招集)</p> <p>第3条 委員会議は、議長が招集する。 (定足数)</p> <p>第4条 委員会議は、委員の定数の半数以上の委員が出席しなければ、</p>

改正後	改正前
<p>会議を開くことができない。 (表決) 第5条 委員会議の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。 (庶務) 第6条 委員会議の庶務は、<u>生涯学習課</u>において処理する。</p> <p>(委任) 第7条 この規則に定めるもののほか委員会議に関し必要な事項は、教育長が定める。</p> <p>付 則 この規則は、公布の日から施行する。 付 則 (昭和52年11月18日世教委規則第11号) この規則は、公布の日から施行する。 附 則 (平成7年3月31日世教委規則第9号) この規則は、平成7年4月1日から施行する。 附 則 (平成10年3月31日世教委規則第5号) この規則は、平成10年4月1日から施行する。 附 則 (平成15年3月31日世教委規則第4号) この規則は、平成15年4月1日から施行する。 附 則 (平成19年3月23日世教委規則第3号) この規則は、平成19年4月1日から施行する。 附 則 (平成29年3月17日世教委規則第9号) この規則は、平成29年4月1日から施行する。 <u>附 則 (令和5年3月 日世教委規則第 号)</u> <u>この規則は、令和5年4月1日から施行する。</u></p>	<p>会議を開くことができない。 (表決) 第5条 委員会議の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。 (庶務) 第6条 委員会議の庶務は、<u>生涯学習・地域学校連携課</u>において処理する。</p> <p>(委任) 第7条 この規則に定めるもののほか委員会議に関し必要な事項は、教育長が定める。</p> <p>付 則 この規則は、公布の日から施行する。 付 則 (昭和52年11月18日世教委規則第11号) この規則は、公布の日から施行する。 附 則 (平成7年3月31日世教委規則第9号) この規則は、平成7年4月1日から施行する。 附 則 (平成10年3月31日世教委規則第5号) この規則は、平成10年4月1日から施行する。 附 則 (平成15年3月31日世教委規則第4号) この規則は、平成15年4月1日から施行する。 附 則 (平成19年3月23日世教委規則第3号) この規則は、平成19年4月1日から施行する。 附 則 (平成29年3月17日世教委規則第9号) この規則は、平成29年4月1日から施行する。</p>